

2020年4月23日  
日本ガス協会

## 日本ガス協会 広瀬会長 会見発言要旨

### 1. 緊急事態宣言を受けた日本ガス協会の対応

4月7日に東京都をはじめ7都府県を対象とする緊急事態宣言が発令され、4月16日にはそれが全国に拡大されたことを受け、日本ガス協会としては大きく二つの取り組みを進めている。一つ目は事業継続に向けた取り組みの徹底である。ガス事業は国民生活上重要なライフラインであるため、4月8日に、当時の緊急事態宣言の対象区域内外を問わず、事業継続に向けた取り組みの再確認と徹底を会員各社に依頼した。また、事業継続計画に定める社会機能維持に必要な業務を除き、出勤者の最低7割減少を合わせて依頼している。

二つ目はガス料金の支払い猶予に係る柔軟な対応である。ガス事業者も地域社会の一員であり、地域に根ざす事業者として、お困りの方々に対し、既に先月から料金の支払い猶予等の措置を実施している。その措置をした部分について、初回の支払い期限が迫ってきているため、期限の更なる延長や、また対象者の拡大等の追加的な措置の検討を会員各社に依頼した。経済産業省ともきめ細かく情報交換を実施しており、今回の会員各社への依頼については経済産業省からの要請も踏まえて実施したものである。

### 2. 新型コロナウイルス感染症拡大によるガス事業者の対応状況

次に、事業継続に向けた各事業者の具体的な取り組み例を紹介する。まず原料調達においては、海外から来た船からの原料受け入れに対し、非接触型荷役を実施している。また、製造部門の交替勤務者については、通常、都市部では公共交通機関を利用して通勤するが、現在は人との接触を

できるだけ抑えるため自家用車通勤を実施している。業務引き継ぎ時においてもテレビ会議利用や大型画面活用により、離隔距離を取って行うよう努めている。また、お客さまとの対応業務については、このような状況であり訪問は控えて欲しいという方もいらっしゃるため、ご訪問する際には事前にお客さまの了解を頂く等の対応を実施している。ガスの開閉栓や機器修理等、お客さまからのご要望に基づく業務も、感染防止を徹底した上で実施している。さらに、取引先や協力企業と一体となって、重要業務に必要な資機材の確保にも取り組んでいる。

ガス料金の支払い猶予への対応状況については、正会員事業者 195 者中 192 者とほぼすべてのところで対応頂いている。また、今回の追加措置要請を踏まえ、例えば大手 4 社は支払い猶予の対象月をこれまでの 2 月～4 月から、5 月までに拡大するとともに、対象者についても、個人に加え企業も含めて対応することを、経済産業省に認可申請中である。

まだまだ先行きに不透明感がある状況ではあるが、これからも安定供給と安全確保をベースに、インフラ事業者としての使命・責任を果たしていく所存である。

以上